

新しく正確な地図の作成事業について

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、明治期に作成されたものであり、土地の筆界や形状が現地と一致していないものが存在する等、取引や公共事業等において支障が生じる場合があります。

そこで、法務局では、実施地区内の全ての土地の調査を行い、現地復元性のある、より精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成します。

つきましては、地権者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

実施地区

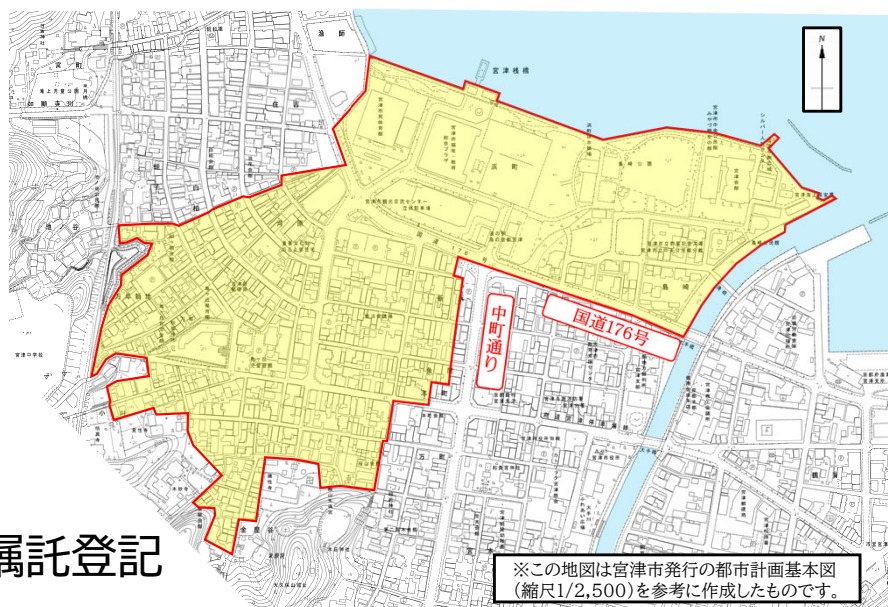
(右図参照)

宮津市の一部

実施機関

◎計画機関
京都地方法務局

◎作業機関
公益社団法人京都公共嘱託登記
土地家屋調査士協会



地図作成の効果

土地の位置・筆界は、座標で管理され、高精度で特定されます。

境界トラブルを未然に防止
することができます。

土地の売買等の場合に改めて
測量する必要がなくなります。

災害等で土地の筆界が不明
になっても地図に基づいて
復元することができます。

作業スケジュール

令和8年9月頃～	基準点設置・測量	実施地区内の道路上に、新たに基準点を設置します。
令和9年3月頃	立会依頼書の送付	各地権者様に、現地調査についての依頼文書を郵送します。
令和9年4月頃～	各土地の現地調査	筆界の確認のため、地権者の皆様のお立会いをお願いします。
令和9年4月頃～	各土地の測量	事前に立入りのご了承をいただければ、お立合いは不要です。
令和9年12月頃	縦覧・異議申出	作成した地図を閲覧することができる縦覧会を開催します。
令和10年3月頃～	登記	新たに地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

【お問合せ】 〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶33-2(京都地方法務局宇治支局3階)

京都地方法務局 不動産登記部門 地図作成計画機関事務所

[電話] 0774-25-5011 (9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く))